

移動支援事業ガイドライン

平成29年9月（改訂版）

下松市福祉支援課

1 移動支援の概要

単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加又は余暇活動のための外出をする際に、ガイドヘルパー等を派遣して、外出時に必要となる移動の介助、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 対象者

市内に居住地を有する障害者（児）であって、外出等に支援が必要と市長が認めた方。障害児は小学校4年生以上が対象となります。ただし、通学の支援については、小学校1年生以上が対象となります。

*ここでいう障害者（児）とは、身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害のある方のことです。

3 実施方法

事業の実施方法には以下の2種類があります。

(1) 個別支援

個別的支援が必要な障害者等に対する個別による移動支援

(2) グループ支援

複数の障害者等からなるグループの外出における移動支援

4 利用者の負担金

原則としてサービス料金の1割が利用者の自己負担となります。ただし、所得に応じて自己負担の上限額が決められており（表参照）、月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担はかかりません。

*サービス受給者が、18歳未満の児童の場合は世帯全員の所得、18歳以上の者の場合は受給者本人とその配偶者の所得により月額上限額が決まります。

表：所得による区分

区 分	対象となる人	月額上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1（児）	市民税課税世帯で所得割額が28万円未満の人	4,600円
一般1（者）	市民税課税世帯で所得割額が16万円未満の人	9,300円
一般2	市民税課税世帯で一般1に該当しない人	37,200円

5 サービス利用までの流れ

サービスの利用に関する相談や情報の提供



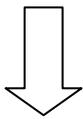
「どんな支援が受けられるの」「利用できる事業所はどこ」など、皆様からのご質問、ご相談をお伺いします。必要な情報提供も行います。

利用申請



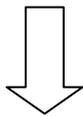
移動支援の利用を希望される方（以下「利用者」という。）には、市福祉支援課にて移動支援の利用申請をしていただきます。

聴き取り調査



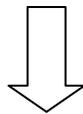
どのような場面で移動支援を利用したいと思っているかなどのサービスの利用意向や、利用者の心身の状況に関する聴き取り調査を行います。

支給決定



聴き取り調査における勘案事項・サービスの利用意向等も考慮し、支給決定することを適当と認めた場合は、決定内容を記載した「下松市地域生活支援給付受給者証」を交付します。

事業者と契約



利用者は、利用したい事業所を選択し、その事業所に「下松市地域生活支援給付受給者証」を提示し、サービスの利用に関する契約をします。

サービスの利用

利用者（もしくはご家族の方）は、サービスの利用に要する費用のうち、それぞれに定める利用者負担額を事業者に支払います。

6 移動支援の対象となる外出

移動支援の対象となる外出は以下のとおりです。ただし、通年・長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出については対象としません。

*通年とは、1年を通じて定期的に外出支援が必要な場合です。

*長期とは、概ね3ヶ月を超える期間を継続する場合です。

- (1) 官公庁及び金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物等社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 外食、レクリエーション等の余暇活動等社会参加のための外出
- (3) 保護者が疾病等やむを得ない事情により、付き添うことができない場合の通学又は通所のための外出

移動支援に関するQ&A<下松市>

Q 1 利用できる外出の具体的な例を教えてください。

A 1

社会生活上必要不可欠な外出

例：金融機関等への外出、公的行事への参加、買い物など

社会参加又は余暇活動

例：各種行事への参加、レクリエーションなど

Q 2 利用にあたって年齢の制限はありますか。

A 2

原則、小学校3年生以下の児童は利用できません。小学校3年生以下の児童が利用できない理由は、小学校3年生以下の児童は障害の有無にかかわらず、単独での外出が難しいからです。ただし、通学の支援については、小学校1年生から利用できます。

また、小学校4年生以上であっても年齢による入場制限が設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は移動支援の対象になりません。

Q 3 対象者は「障害者（児）」となっていますが、どのように障害者（児）であることの確認をするのですか。

A 3

障害者手帳、特定疾病受給者証、自立支援医療受給者証を提示していただくことにより確認を行います。手帳等いずれもお持ちでない方は、医師の診断書又は意見書が必要となります。

Q 4 同行援護を利用していますが、移動支援も利用することができますか。

A 4

同行援護などの障害福祉サービスが使える場合はそちらが優先となります。障害福祉サービスが利用できない場合は移動支援の利用ができます。また、グループ支援などの移動支援にしかないサービスを利用する場合は移動支援との併用が可能です。

Q 5 1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 5

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。ただし、長時間の利用に関しては、事業所との協議が必要です。

Q 6 決定されている時間を超える利用はできますか。

A 6

できません。決定されている時間を超える場合には、超えた分は利用者の実費負担になります。

Q 7 通院のための利用はできますか。

A 7

通院の場合は移動支援ではなく、居宅介護の通院等介助を利用していただくようになります。

Q 8 病院内で付き添ってもらえることはできますか。

A 8

病院内の介助については、原則として病院の職員が行うものと考えられ、移動支援は利用できません。

Q 9 家族が病院に送り、ヘルパーが病院に迎えにいった、その後買い物等の移動支援を使うことはできますか。

A 9

できます。出発地及び到着地は自宅でなくてもかまいません。
ただし、社会参加・余暇活動の達成を目的としての利用を想定しており、通所などの送迎の代替とみなされる利用は認められません。

Q 10 1回の移動支援で複数の目的地に行くことはできますか。

A 10

できます。ただし、一連の外出の中で1ヶ所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合には全体が移動支援の対象となりません。

Q 11 1回の移動支援を利用している途中で、違うヘルパーに提供してもらうことができますか。

A 11

ヘルパーの長時間労働の負担を軽減する観点から、同じ事業所間であればヘルパーの途中交代ができます。ただし、違う事業所間でヘルパーの途中交代をする場合、事故等が起きた場合の責任の所在が不明確となるためできません。

Q 12 通学、通勤、通所のための利用はできますか。

A 12

「通年・長期にわたる外出」に該当するため利用できません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気などにより一時的に送迎ができなくなった場合は、診断書等により2週間など一定期間で終了を見込めることが明確であれば、通学・通所に関しては一定期間利用できます。通勤に関してはその場合でも利用できません。

*ここでの一定期間とは概ね3ヶ月です。

利用することのできる例

学校・施設等のバスに障害者（児）を乗せるために母が付き添っていたが、母が1ヶ月

入院することになった場合

⇒保護者の疾病等の理由で送迎ができなくなった場合であり、かつ一定期間で終了を見込めることが明確であるため利用ができます。

また、通学・通所について保護者の疾病等が一時的でない場合でも、保護者の疾病等の理由がある場合は、週1回（行き帰り）を限度として利用を認めています。

*この場合の通学・通所とは日中過ごす場への通学・通所を想定しており、放課後の通所や短時間の訓練の通所などは含まれません。

利用することができない例

ひとり親家庭であり、学校・施設等のバスに障害者（児）を乗せるために同居の祖母が付き添っていたが、高齢のため付き添いが困難になった場合

⇒移動支援が必要である期間が限定されておらず、通年・長期になることが見込まれるため、利用はできません。

Q 1 3 習い事等の送迎で移動支援を利用できますか。

A 1 3

通所等と同様、通年・長期にわたるため利用できません。

Q 1 4 散歩のための利用はできますか。

A 1 4

目的地がなく移動支援とはいえないため、利用できません。

Q 1 5 プール利用のために移動支援を利用できますか。

A 1 5

自宅等からプールまでの移動、トイレへの付き添いや体を拭く、着替え等の介助などでの利用はできます。ただし、プールで遊ぶこと自体は移動支援とはいえないため、プール内での付き添いはできません。また、プール内での事故など万一に備え、事前に事業所と利用者が協議し、責任の所在などを明確にする必要があります。

Q 1 6 近くの公園に遊びに連れて行ってほしいのですが利用できますか。

A 1 6

公園で遊ぶこと自体は移動支援といえないため利用できません。ただし、自宅等から公園までの移動、トイレへの付き添いの介助などでの利用はできます。

Q 1 7 学校や施設の行事の付き添いとして利用できますか。

A 1 7

学校や施設の行事は、学校や施設の責任において実施されるもので、学校や施設で対応すべきことであることから、利用できません。

Q 1 8 競馬、競輪、競艇、パチンコ等に行くための利用はできますか。

A 1 8

公的に認められたギャンブルであってもギャンブルは社会通念上、移動支援を適用することが適当でない外出と考えられるので、利用できません。

Q 1 9 宗教活動や政治活動をする際に移動支援事業を利用できますか。

A 1 9

布教活動や勧誘等の活動、政治活動の際の利用はできません。ただし、一般的に行われる宗教行事（法事、クリスマスイベント等）として共通の認識で行われる行事での利用はできます。また、参政権にかかる投票所への移動の際の利用はできます。

Q 2 0 講演会の講師として出席するのに移動支援事業を利用できますか。

A 2 0

講師として謝礼がある場合は有給の仕事であるとみなされ、営業活動の一環となるため、利用できません。ただし、無償の場合は単に参加となるため利用できます。

Q 2 1 無償の法人の役員として働いていますが、事務所に行くために移動支援事業を利用できますか。

A 2 1

無償であっても勤務であることに変わりなく、また通年・長期にわたるため利用できません。

Q 2 2 家族が不在なので、子どもをどこかに遊びに連れて行って欲しいのですが利用できますか。

A 2 2

移動支援の目的や移動先が明確でないため利用できません。預かり目的の場合には、日中一時支援又は短期入所を利用できます。

※ 18歳以上の方が日中一時支援、短期入所を利用する場合には障害支援区分の認定が必要となります。

Q 2 3 障害のある子どもと障害のない子どもを連れて外出する場合、障害のある子どもへの移動を支援してもらうことはできますか。

A 2 3

できます。ただし、ヘルパーができるのは障害のある子どもの移動支援のみです。障害のない子どもを支援することはできません。障害のない子どもの支援は必ず保護者の方が行ってください。

Q 2 4 急に移動支援の利用を希望した場合でも利用できますか。

A 2 4

提供事業所が対応できる場合には利用できます。

Q 2 5 自転車を使用しての移動支援は利用できますか。

A 2 5

利用できません。常時介護できる状態での支援が前提となるので、ヘルパーが伴走しての支援もできません。

Q 2 6 本人、友人の車にヘルパーに同乗してもらい、支援を受けることはできますか。

A 2 6

禁止はしていません。しかし、原則移動手段は公共交通機関を利用することとしています。また、本人や友人による運転は交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在があいまいになるなどの問題もあり、好ましくありません。やむを得ず行う場合には、万一に備え、事前に事業所と利用者が協議し、責任の所在など明確にする必要があります。

Q 2 7 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動させてもらうことはできますか。

A 2 7

禁止はしていません。しかし、Q 2 6と同様、原則移動手段は公共交通機関を利用することとしています。また、ヘルパー自らが運転している間は常時支援が行える状態ではなく、移動支援とはならないため、その間の費用については事業所と話し合ってください必要があります。さらに車での移送に関しては道路運送法上の許可を受けていなければならないため、提供できない事業所が大半であり、利用は難しいです。

Q 2 8 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことはできますか。

A 2 8

利用者の身体障害や行動障害の状態等により一人での支援が困難であると市長が認めた場合には、複数のヘルパーが付き添うことができます。

Q 2 9 施設に入所やグループホームに入居している場合、移動支援を利用できますか。

A 2 9

グループホームは在宅扱いとなるため利用できます。施設入所者は利用できません。